

平成20年(行ウ)第599号 文書一部不開示決定処分取消等請求事件

原告 崔鳳泰ほか10名

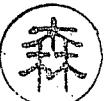
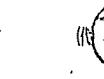
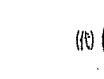
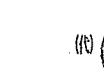
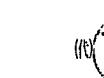
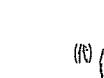
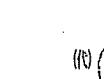
被告 国

準備書面 (12)

平成23年6月14日

東京地方裁判所民事第2部E係 御中

被告指定代理人

森 寿 明	
佐藤昌永	
小野啓一	
安部憲明	
舟津龍一	
川口耕一朗	
山崎智章	
小林麻紀	
岡部大介	
日下正寿	
篠原亮子	

被告は、本準備書面において、御庁の平成22年11月10日付け「事務連絡」(以下「事務連絡」という。)に記載された各事項について、あらためて説明するとともに、従前の主張を、整理、補充する。略語等は、本書面で新たに用いるもののほか従前の例による。

なお、本準備書面は、事務連絡に掲げられた全項目について説明するものであるが、日韓関係における主な歴史的事実の発生時期に応じ、時系列に沿って説明を行っているので、説明する項目の順序は、事務連絡の項目番号の順とは一致していない。また、各説明項目に関連する歴史的事実及びそれに関連した不開示文書を一覧化した表を「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」及び「別表」として本書面末尾に添付する。おって、①小笠原帰島問題(事務連絡2(12))と小笠原諸島旧住民に対する補償問題(事務連絡2(14))、②船舶引き渡し問題(事務連絡1(2))と船舶問題(事務連絡1(10))、③李承晩ライン(事務連絡2(3))と竹島問題及び日本政府が提示していた具体的な解決策(事務連絡1(1))、④日韓間の経済協力問題(事務連絡1(7))と対韓援助問題(事務連絡2(20))、⑤抑留者相互釈放実施計画(事務連絡2(8))と大村収容所からの仮釈放、大村収容所に収容されていた韓国人の第1次送還事業(事務連絡2(1))の5項目については、同様の、あるいは相互に関連する内容であるため、同一項目でまとめて説明する。

## 1 北方領土問題(事務連絡2(7))

北方領土問題とは、先の大戦末期の昭和20年(1945年)8月9日、ソヴィエト社会主義共和国連邦(以下「ソ連」という。)が、当時まだ有効であった大日本帝国及「ソヴィエト」社会主義共和国連邦間中立条約に違反して対日参戦し、今日に至るまでソ連及びロシア連邦による北方四島の占拠が続いている問題である。

現在、日本政府は、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとい

う基本の方針に基づいて、ロシア政府との間で交渉を行っている。

同問題に関する文書の不開示部分には、当時の北方四島についての法的評価等、本問題に関する日本政府の見解が記載されており、公にされることで、我が国の今後のロシアとの交渉上の立場が不利になるおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号1参照）。

## 2 小笠原帰島問題（事務連絡2(12)）、小笠原諸島旧住民に対する補償問題（事務連絡2(14)）

「小笠原帰島問題」とは、小笠原諸島の島民の帰島に係る問題のことである。

小笠原諸島の島民は、第二次世界大戦中、内地疎開を命じられ、軍属として小笠原諸島に残留した島民も、第二次世界大戦終戦後、米軍によって小笠原諸島から引き揚げさせられた。その後、昭和21年（1946年）に、欧米人系を祖先とする一部の島民は、小笠原諸島に帰島することが許されたが、それ以外の旧島民は、小笠原諸島が米国海軍の管轄下にあったため、安全保障上の必要を理由として帰島が許されなかった。

小笠原諸島旧住民に対する補償問題とは、上述の疎開を命じられた旧島民に対する補償に係わる問題であり、日米交渉の結果、昭和36年（1961年）、旧島民の請求権の解決として、米国側より600万ドルが支払われた。なお、小笠原諸島は、昭和43年（1968年）6月に米国から日本に返還された。

同問題に関する文書の不開示部分には、在米国日本大使館が独自に入手した情報に基づいて、米国政府への対応を検討した結果や、旧島民に対する補償金について米国が提示した具体的対策や米国側の交渉態度について、外務省が独自に有している情報を踏まえた所感等が具体的に記載されているほか、小笠原諸島に関する問題と関連させる形での北方領土問題についての日本政府の見解が記載されており、これらが公になることで、米国との信頼関係が損なわれるおそれや、米国との間における外交事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるほか、当時

の北方領土問題に関する日本政府の見解が公にされることで、我が国の今後のロシア政府との交渉上の立場が不利になるおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号2、24参照）。

### 3 沖縄軍用地問題（事務連絡2(13)）

終戦後、米軍の占領下に置かれた沖縄においては、民有地の米軍軍用地への接収のほか、接收した土地の対価の支払方法等が問題となり、沖縄から代表団が訪米する等、米国との間で協議が行われた。

沖縄軍用地をめぐる問題は、現在もなお日米間における懸案事項であるため、沖縄についての米国の認識及び現状に対する日本国政府の見解や同問題に対する米国具体的対策が公になることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号3参照）。

### 4 日銀券焼却問題（事務連絡2(21)）

戦前、朝鮮においては日本銀行券（日銀券）が流通していたところ、戦後の米軍占領下において、韓国内にあった日銀券が回収され、昭和21年（1946年）4月及び同22年（1947年）1月の2回にわたって焼却された。日韓国交正常化交渉においては、焼却された日銀券の保有者に対して、日本政府として補償する必要があるかが政府部内において議論となった。

同問題に関する文書の不開示部分には、財産・請求権問題とともに、焼却された日銀券についての試算や補償の可否等が議論された経過が記載されているところ、同問題については、財産・請求権問題と並行して議論されていたことから、その不開示理由は後記8に述べる財産・請求権問題に関する文書の不開示理由と同様である（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号4参照）。

## 5 『日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律』の内容及びその制定・

### 廃止の経緯(事務連絡2(6))

日本国沿岸に置き去られた船舶の措置に関する法律（昭和22年法律第116号）は、戦争終結直後、日本沿岸に置き去りにされたと認定された船舶につき、一定期間内に所有者が返還を要求しない場合の売却処分の方法等について定めた法律である。司法省と海運総局の間の取決めにより、密航、密貿易事件等の船舶で地方検察庁が捜査・訴訟手続中の船舶であっても適當と認められる場合には、同法により処分することとされた。そのため不法入国に使用された朝鮮籍船舶についても同法により処分されることになった。また、その後、韓国側から要求のある抑留船については返還することとされた。

同問題に関する文書の不開示部分には、同法に基づいて実施された措置において監視艇とされた特定船舶の名称及び具体的な情報等並びに拿捕、抑留等された朝鮮あるいは韓国籍等の特定船舶についての名称及び具体的な情報等が記載されているところ、このような警備と密接に関連した情報は、それが文書作成当時のものであっても、警備のあり方や警備に関する情報の収集、分析、評価の各手法等について手の内を明かすことになりかねず、これらの情報を公にすることにより、現在及び将来の犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号5参照）。

## 6 朝鮮戦争により日本の対韓債権が回収困難になったこと(事務連絡2(23))

昭和25年（1950年）6月から同28年（1953年）7月までの朝鮮戦争により、日本の朝鮮に対する債権が回収困難となったことについて政府部内で検討が行われた。

本件に関する文書の不開示部分には、暴動又は内乱に対する国家責任について

の国際法的観点から整理した上で、かかる国家責任論が朝鮮戦争の場合に適用されるか否かを検討した経過等が記載されている。

朝鮮戦争については、北朝鮮もその当事者であり、このような検討経過等が公になることで、我が国の施策・方針の形成過程がつまびらかにされて、我が国政府の外交戦術というべき手の内を北朝鮮に予想させることになり、北朝鮮との国交正常化交渉において、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなる（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号7参照）。

## 7 日本に留置された韓国籍汽船を韓国に返還する際に発生した維持保管費用等の支払に関する問題（事務連絡2(22)）

文書604（乙第246号証）によれば、韓国籍第三鳳丸は、諸事情により、昭和20年（1945年）8月から同22年（1947年）4月までの間、日本に残留していたところ、近畿海運局の指示により、海運業者が代理保管を請け負った。そのため、同年7月、当該業者が保管費用の支払を日本政府に求めたが、日本政府は、支払には連合国軍の指示が必要である等と主張したため、当該業者は、連合国軍総司令部民間財産管理部にもその斡旋を要請した。

同問題に関する文書の不開示部分に記載された各情報は、拿捕した韓国籍漁船の拿捕、引渡しに伴って生じた保管費用等に関する具体的な金額・数値である。

現在も、日本の領海内に北朝鮮籍漁船が不法に侵入するという事案が断続的に発生しており、その場合、北朝鮮当局との間において、拿捕・検査した漁船の引渡し及び保管費用等を請求するという問題が発生する可能性は否定できない。しかるに、上記保管費用等として請求した具体金額が公になれば、上記請求金額の試算に関する見積り等も露見することとなる。

よって、上記不開示部分に記載されている情報の内容は、今後あり得べき北朝鮮との交渉における我が国政府の立場を不利にするおそれがある（別添「日韓関係

における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号8参照)。

## 8 財産・請求権問題(相互放棄案、通信局関係、朝鮮人公務員に対しての未払恩給、朝鮮半島への帰還者に対する補償金問題、韓国に円系通貨及び日銀券が流通していたことと同国内におけるインフレ発生責任あるいは所持者に対する責任の存否ないし関連性の有無という問題)(事務連絡1(2))

財産・請求権問題を始めとした上記の項目の内容については、被告準備書面

(11)第一の2のとおりである。

被告準備書面(11)第一の2に主張したとおり、北朝鮮との間の請求権問題については、平成14年(2002年)の日朝平壤宣言において、「国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。」という原則が確認されるとともに、「日本側が朝鮮民主主義人民共和国側に対して、国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施し、また、民間経済活動を支援する見地から国際協力銀行等による融資、信用供与等を実施することが、この宣言の精神に合致するとの基本認識の下、国交正常化交渉において、経済協力の具体的な規模と内容を誠実に協議すること」とされている。

そのため、日朝国交正常化交渉においては、経済協力の規模及び内容が協議されることが予想される。被告準備書面(11)第一の2のとおり、日韓国交正常化交渉の中で、日本政府が韓国政府に対して経済協力をを行うこととし、これと並行して請求権問題を最終的に解決するという方式が採用されることになったことに鑑みると、日朝間で協議を行う際には、日本政府部内で検討した日韓会談当時ににおける財産・請求権問題についての試算及び検討内容は、北朝鮮当局にとって、日朝国交正常化交渉に際し、日本政府に対し、経済協力資金等として要求する金

額の「相場」を把握するための材料となるものであるから、このような情報が開示されれば、北朝鮮側がその内容を知り得ることになり、今後の北朝鮮との外交交渉において日本政府が外交交渉上不利な立場に立つ蓋然性は高い（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号9参照）。

## 9 船舶引き渡し問題(事務連絡1(2)), 船舶問題(事務連絡1(10))

船舶引き渡し問題及び船舶問題とは、第二次世界大戦終戦当時に日本沿岸に存在していた韓国籍船舶の所有権をめぐる問題であり、韓国側の船舶の引渡しの要求への対応について、当時、政府部内で検討が行われた。

同問題に関する文書の不開示部分に記載された情報は、上記の検討経過であるところ、同問題については、財産、請求権問題と並行して議論されていたことから、その不開示理由は前記8の財産・請求権問題に関する文書の不開示理由と同様である（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号9参照）。

## 10 日韓間の経済協力問題(事務連絡1(7)), 対韓援助問題(事務連絡2(20))

被告準備書面(11)第一の2記載のとおり、「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（以後「請求権協定」という。）の締結により、日本が韓国に対し経済協力をを行い、これに並行して財産・請求権問題が最終的に解決されることが日韓間で合意された。日韓間の経済協力問題及び対韓援助問題とは、この韓国への経済協力に係る議論を指すものである。

同問題に関する文書の不開示部分に記載された情報は、上記議論の経過であるところ、同問題については、財産・請求権問題と並行して議論されていたことから、その不開示理由は、前記8の財産・請求権問題に関する文書の不開示理由と同様である（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」

の番号 9 参照)。

## 11 在外本店会社の在日財産の帰属問題(事務連絡 2 (11))

「在外本店会社の在日財産の帰属問題」とは、韓国に本店を設置していた法人の在日財産の帰属をめぐり、韓国側が同財産の引渡しを要求したことに端を発する問題のことである。

同問題に関する文書の不開示部分に記載された情報は、上記問題に関する政府部内での検討経過であるところ、同問題については、財産・請求権問題の一部として議論されていたことから、その不開示理由は、前記 8 の財産・請求権問題に関する文書の不開示理由と同様である（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号 9 参照）。

## 12 日本と韓国、北朝鮮との間に存在する歴史的問題(事務連絡 1 (6))

文書 1630（乙第 62 号証）によれば、韓国の独立後、昭和 26 年（1951 年）12 月に両国の共存共栄の基礎を固めるために遣韓使節が派遣され、日本と韓国、北朝鮮との間における歴史を踏まえて我が国の対韓政策につき説明が行われた。

同問題に関する文書の不開示部分に記載された情報は、韓国と交渉を行うにあたって、先の大戦及び日本による朝鮮半島の統治等の歴史について日本がとるべき態度が具体的に記載されたものであり、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ及び我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号 10 参照）。

## 13 昭和 27 年当時の日本周辺の公海における日本漁船に係る拿捕事件対策(事務連絡 2 (2))

第一次日韓会談が開催された昭和27年（1952年）当時、韓国政府官憲等が公海上で操業していた日本漁船を拿捕し、日本人漁夫を抑留するという事件が頻発したことから、政府部内において、日本漁船の警備態勢等の対策が議論された。また、その後の日韓会談においても、抑留日本人漁夫の釈放が主要な懸案となつた。

同問題に関する文書の不開示部分には、海上保安庁等が作成した昭和27年（1952年）当時の拿捕事件対策についての日本の領海水域における警備対策に関する政府内部での具体的な検討内容が記載されているところ、警備対策に関する情報は、それが文書作成当時の情報であっても、公にすれば、警備対策の方法や内容等について手の内を明かすことになりかねず、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号11参照）。

#### 14 漁業問題（日韓漁業問題（被告準備書面(4)13ページ）、漁業権問題（被告準備書面(4)16ページ）、日韓漁業借款問題（被告準備書面(5)21ページ）、漁業専管水域の設定（被告準備書面(8)33ページ）含む）（事務連絡1(8)）

漁業問題の内容については被告準備書面(11)第一の8に主張したとおりである。

漁業問題については、現在、日本と北朝鮮との間には、漁業及び日朝間の海域の扱いに関するいかなる了解も存在しないところ、日朝国交正常化交渉においては、日朝間の漁業及び排他的経済水域等について議論されることが予想される。

同問題に関する文書の不開示部分には、日本政府部内で検討した日韓会談当時における韓国との漁業問題についての議論の経過が記載されているところ、これらの情報は北朝鮮にとっても重要な資料となり得るのであり、このような情報が公にされれば、北朝鮮側がその内容を知り得ることになり、今後の北朝鮮との外

交交渉において日本政府が外交交渉上不利な立場に立つ蓋然性は高い（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号12参照）。

### 15 李承晩ライン水域(李ライン周辺水域)及び李承晩ライン問題(事務連絡2(3)), 竹島問題及び日本政府が提示していた具体的解決策(事務連絡1(1))

日本政府は、遅くとも江戸時代初期にあたる17世紀半ばには、竹島の領有権を確立していた。日本政府は、島根県知事等の意見を聴取した上、明治38年（1905年）の閣議決定をもって竹島を島根県に編入し、竹島を領有する意思を再確認した。

他方、昭和27年（1952年）1月、李承晩韓国大統領は「海洋主権宣言」を行って、国際法に反していわゆる「李承晩ライン」を一方的に設定し、同ラインの内側の広大な水域における漁業管轄権を一方的に主張するとともに、その水域内に竹島を取り込んだ。以後、韓国による日本漁船の拿捕が続いた。昭和29年（1954年）6月、韓国内務部は韓国沿岸警備隊の駐留部隊を竹島に派遣したことを発表した。同年8月、竹島周辺を航行中の海上保安庁巡視船が同島から銃撃され、これにより韓国の警備隊が竹島に駐留していることが確認された。

その後、韓国は竹島に警備隊員を常駐させるとともに、宿舎や監視所、灯台、接岸施設等を構築している。韓国政府の行為は、竹島の領有権は日本国が有するとする日本政府の立場からは決して容認できるものではなく、日本政府は、竹島をめぐり韓国政府が何らかの措置等を行う度に厳重な抗議を重ねるとともに、その撤回を求めており、現在も問題は継続中である。

同問題に関する文書の不開示部分には、日韓国交正常化交渉期間中における竹島問題に関する日本政府の見解や方針等が記載されているところ、これが公にされることで、我が国政府の関心事項や韓国側の主張に対する我が国政府の具体的対応方針が明らかになり、竹島問題についての我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがある。

この点、現在、李承晩ラインは事実上撤廃されているが、李承晩ラインの設定は竹島問題の発端であり、同ラインについての日本政府の見解、同ラインに関する事件についての日本政府の対応策や方針は現在の懸案である竹島問題についての日本政府の見解等に関わっているため、李承晩ラインに関する文書の不開示部分が公にされれば、竹島問題についての我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあることに変わりはない（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号13、14参照）。

## 16 国内補償問題(事務連絡1(9))

国内補償問題とは、請求権協定の締結によって、我が国が日本国民の在外私有財産を放棄する場合にも憲法29条に定める補償を行わなければならぬか否かという問題である。

同問題に関する文書の不開示部分に記載された情報は、私有財産の放棄に伴つて補償をするかについての問題についての政府部内における検討経過であるところ、これは日韓間における重大な懸案事項である財産・請求権問題に関連する問題であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号15参照）。

## 17 中国との間における懸案事項(事務連絡2(19))

昭和27年（1952年）3月、第三回日本側代表打合会が開催され、日韓国交正常化交渉に関する日韓間の懸案事項について協議されたところ、同じ会合の中で、日中間における財産・請求権問題、漁業問題等についても言及された。

同問題に関する文書の不開示部分には、日本政府関係者の同問題に対する意見ないし検討経過が記載されており、このような情報を公にすることにより、中国との信頼関係が損なわれるおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事

実及び関連した不開示文書」の番号 16 参照)。

### 18 国籍処遇問題(事務連絡 2 (10))

在日韓国人の国籍処遇問題は、日韓間における懸案の一つであり、昭和 27 年(1952 年)2 月に開催された第一次日韓会談において議題として提起された。

昭和 28 年(1953 年)4 月の第二次日韓会談開催に先立ち、日本側政府部内での打合せにおいて、国籍処遇問題について意見交換が行われた。具体的には、韓国系と北朝鮮系からなる在日朝鮮人の国籍について、韓国籍の付与、北朝鮮籍の付与又は我が国への帰化の選択肢等につき議論が交わされた。

同問題に関する文書の不開示部分には、日本政府関係者の在日韓国人に対する率直かつ忌憚のない意見が記載されており、このような情報が公になることで、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある(別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号 17 参照)。

### 19 抑留者相互釈放実施計画(事務連絡 2 (8)), 大村収容所からの仮釈放, 大村収容所に収容されていた韓国人の第 1 次送還事業(事務連絡 2 (1))

昭和 26 年(1951 年)から累次開催された日韓会談において、韓国政府官憲に拿捕・抑留された日本人漁夫の釈放は我が国的主要関心事項の一つであったところ、昭和 32 年(1957 年)12 月、藤山外務大臣と在京韓国代表部金祐沢大使との間で、相互釈放および全面会談再開に関する取極文書が調印された。同文書には、日本政府は、第二次世界大戦の終了前から我が国に引き続き居住している韓国人で、大村収容所(長崎県大村市に所在していた入国者収容所)に収容されている者を釈放し、韓国政府は在韓抑留日本人漁夫を送還し、かつ第二次世界大戦後の韓国人不法入国者の送還を受入れる旨の了解覚書が含まれていた。その後、当該覚書に基づき、我が国は、昭和 33 年(1958 年)2 月、在日韓人刑余者 474 名全員の国内釈放を完了し、韓国側は、同年 5 月、取極の対象となっ

ていた日本人漁夫 922 名全員の釈放送還を完了した。釈放に先立ち、抑留者相互釈放実施計画に関して日韓間で協議が行われた。

同問題に関する文書の不開示部分には、韓国側も公になることを想定していない、入国管理局の経費運営についての韓国側代表者の率直で忌憚のない意見、送還された韓国人らの個別具体的な状況について詳細な報告等が記載されており、このような情報が公になることで、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号 18 参照）。

## 20 在日韓国人の法的地位に関する委員会（事務連絡 2 (9)）

昭和 33 年（1958 年）4 月より第四次日韓会談が開始されたところ、同年 5 月、①基本関係委員会、②韓国請求権委員会、③漁業および「平和ライン」委員会及び④在日韓人の法的地位に関する委員会の 4 委員会を設けることにつき双方意見が一致した。このうち、法的地位に関する委員会については、永住権を付与する者の範囲、永住目的で韓国に帰還する者の持ち帰り財産の問題等、法的地位問題全般にわたって討議が行われた。

同問題に関する文書の不開示部分には、在日韓国人の法的地位に関する委員会の非公式会談において日本側政府代表者が、上記会談の開催意義について述べた非公式見解が記載されているところ、これは、韓国側においても公にすることを予定していないものであり、このような情報を公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号 19 参照）。

## 21 在韓抑留漁夫問題（事務連絡 2 (15)）

在韓抑留漁夫問題とは、李承晩ライン設定の結果韓国側によって拿捕された日本漁船の漁夫の釈放をめぐる問題であり、昭和 26 年（1951 年）から累次開

催された日韓会談における日本政府の主要関心事項の一つであった。

昭和34年（1959年）には合計10隻、乗組漁夫は101名が拿捕されたとされ、同年7月、在日韓国代表部柳大使は、藤山外務大臣を来訪し、日韓全面会談ができるだけ速かに無条件再開したいという韓国政府の提案を伝えるとともに、併せて釜山に収容されている邦人漁夫と大村収容所にいる不法入国韓人との「相互送還」をこの際できるだけ速かに実施することとした旨を口頭で申し出した。

同問題に関する文書の不開示部分には、在韓抑留日本人漁夫問題及び財産・請求権問題に関する解決策として、外務省の率直な見解が具体的かつ詳細に記載されているところ、この情報は、政府部内での検討の様子及び日本政府が米国政府との間において水面下で行った協議におけるやり取りであり、米国側としても公表されることを予定していないものである。したがって、このような情報を公にすることにより、米国との信頼関係が損なわれるおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号20参照）。

## 22 ポルトガル政府との間の財産請求権問題(事務連絡2(16))

文書1600（乙第138号証）には、第二次世界大戦に係る戦後賠償に関し、請求額（見積もり）、経緯及び解決方針がポルトガルを含めて国別にとりまとめられているところ、ポルトガル政府は、同文書の作成時点である昭和34年（1959年）1月に至るまで戦後賠償を請求しておらず、同国に関する部分は政府部内で協議、想定した事項である。

同問題に関する文書の不開示部分には、ポルトガル政府からの請求額の見積もり、内訳及び経緯についての外務省の想定見解が記載されているところ、これを公にすることによりポルトガル政府との信頼関係を損ねるほか、同政府との交渉上不利益を被るおそれがある。（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号21参照）。

## 23 北朝鮮帰還問題(事務連絡 2 (18))

朝鮮休戦協定が成立した昭和 28 年（1953 年）前後から、一部在日朝鮮人から北朝鮮への帰還の要望が聞かれるようになり、その後、昭和 33 年（1958 年）にかけて在日朝鮮人総連合会を中心に集団帰国運動が台頭した。こうした中、同年 2 月、政府は閣議で、在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題は、もっぱら基本的人権に基づく居住地選択の自由という国際通念に従って処理されるべきものであるという原則を確認した。これを受け、同年 8 月、北朝鮮への帰還を希望する朝鮮人を大量かつ短期に帰還させるための臨時措置として、日朝両赤十字代表は、日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間における在日朝鮮人の帰還に関する協定に調印した。同協定に基づいて、同年 12 月、帰還第一船が出港し、同年末までに前後 3 回にわたって帰還が実施された。

同問題に関する文書の不開示部分には、北朝鮮帰還問題及び日韓国交正常化に向けた日韓会談に関する諸問題について述べられた米国側の具体的な見解、あるいは、米国大使の発言に対する日本側政府関係者の個人的見解が記載されており、いずれも、公表することを予定せずになされたものであるから、公にすることにより、米国のみならず韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号 22 参照）。

## 24 韓国への帰還を希望している在日韓国人等に対する財政支援等補償問題(事務連絡 2 (24))

文書 1618（乙第 143 号証）によれば、日本政府は、昭和 34 年（1959 年）9 月から 10 月にかけて、韓国政府の要求を踏まえ、米国政府との間で、韓国への帰還を希望している在日韓国人に一定額の財政支援を行うことについて、具体的な金額を挙げて協議を行った。

同文書の不開示部分には、韓国に帰還を希望している在日韓国人等に対する政

支援等補償問題に関する日本政府関係者の率直な意見が記載されており、このような情報が公になることで、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号23参照）。

## 25 韓国向け冷凍貨物船輸出（事務連絡2(17)）

文書1604（乙第139号証）によれば、昭和37年（1962年）4月、我が国の民間会社から通商産業省に対し、冷凍貨物船3隻の韓国向け輸出につき許可申請が提出されたところ、8月に至っても許可が下りないとして、同社から外務省経済局長宛に配慮を求める書簡が寄せられた。同書簡には、水産庁が、同船が漁船に改造され、李承晩ライン付近で使用されるとして反対の立場をとっているとの仄聞情報が記載されている。本件の問題は、同年9月に開催された日韓会談予備交渉において韓国側から提起された。

同問題に関する文書の不開示部分には、韓国向け冷凍貨物船輸出について外務省内部で調査あるいは検討した結果を具体的かつ詳細に記載されているところ、これは、あくまで外務省内部における見解であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号25参照）。

## 26 韓国海苔の輸入（事務連絡2(17)）

文書1606（乙第140号証）によれば、韓国からの海苔の輸入について、昭和31年（1956年）5月、衆参両院農林水産委員会の決議により、我が国国内海苔生産業者の保護のため年間輸入数量は1億枚を最高とし、輸入時期は国内生産期を避けるため4月ないし9月とされた。また、昭和36年（1961年）1月の関税改正により、韓国海苔への輸入関税はそれまでの15%の従価税から実質40ないし50%に引き上げられた。これに対し、昭和37年（1962年）7月、韓国側は、海苔を含む水産物について輸入制限の解除を求めたほか、

昭和38年（1963年）2月には、口上書をもって輸入数量の増加と関税課税の是正を要求した。

同問題に関する文書の不開示部分には、韓国海苔の輸入について政府部内で検討した結果が具体的かつ詳細に記載されているところ、これは、飽くまで政府部内における見解であるから、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号26参照）。

#### 27 38度線及び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産（事務連絡2(26)）

文書1907（乙第375号証）によれば、昭和26年（1951年）9月に署名されたサンフランシスコ平和条約の規定により、財産・請求権問題の処理につき日韓間で取り決めるに当たって、昭和39年（1964年）4月、外務省において、38度線及び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産（具体的には、北緯38度以北で、かつ、朝鮮戦争後の休戦ライン以南であるいわゆる「三角地帯」と呼ばれる地域に存在していた日本の財産）の処理について検討された。

同問題に関する文書の不開示部分には、38度線及び休戦ライン付近に存在する日本の在外財産の処理に関する日本政府の見解及び方針が記載されているところ、これは、財産・請求権問題に関する日本政府の見解及び方針に関わるものであるため、このような情報が公にされれば、北朝鮮側がその内容を知り得ることになり、今後の北朝鮮との外交交渉において日本政府が外交交渉上不利な立場に立つ蓋然性が高い（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号27参照）。

#### 28 日本の在外財産の一部をなす海底電線（事務連絡2(25)）

昭和26年（1951年）9月に署名されたサンフランシスコ平和条約には、「日本国とこの条約に従って日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の

海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施設を保有する」(4条(c))と規定されている。日韓間の海底ケーブル(電線)については、この規定に基づき日韓間で二等分されることになったが、具体的な分割点についての技術的細目を別途の取極めにより確定する必要があった。

文書1857(乙第369号証)によれば、昭和40年(1965年)以降、上記の取極めに向けた非公式な協議が行われたが、昭和43年時点において、分割点の決め方について依然として日韓間で認識の隔たりがあった。

同問題に関する文書の不開示部分には、海底ケーブルの資産的価値についての具体的な試算額や試算方法が記載されているところ、このような情報は、北朝鮮当局にとっては、日朝国交正常化交渉において、日本政府に対し、経済協力資金等として要求する金額の「相場」を把握するための材料となるものであるから、公にされることで、北朝鮮側がその内容を知り得ることになり、今後の北朝鮮との外交交渉において日本政府が外交交渉上不利な立場に立つ蓋然性は高い(別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号28参照)。

## 29 黒山群島付近において韓国船籍の忠南号に日本船籍底引網漁船が衝突したとする事故(事務連絡2(4))

文書749(乙第38号証)によれば、昭和40年(1965年)4月6日、日本の底引漁船が、黒山群島付近において、停泊中の忠南号に衝突し、右舷船尾を破損する事故が発生したとされるものである。

同問題に関する文書の不開示部分には、当該事故について、事故情報を把握した経緯等が記載されたものであるが、上記のような情報が公にされることで、情報収集のあり方や分析・評価の手法等が明らかになり、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に係る現在及び将来の情報の収集・分析・評価等に支障を及ぼすおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある(別

添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号29参考)。

### 30 文化財問題、私有文化財問題、文化財返還問題(事務連絡1(4))

文化財問題(私有文化財問題、文化財返還問題)とは、日韓国交正常化交渉において、日本が韓国を統治していた時期に日本にもたらされた韓国由来の文化財をめぐる問題である。

昭和40年(1965年)6月、日韓基本条約とともに締結された「文化財及び文化協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」(以下「文化協力協定」という。)により、日本政府は、文化協力協定附属書に記載されている文化財を韓国政府に引き渡すことに合意し、その後、同協定に基づく文化財の引渡しを全て完了した。

同問題に関する文書の不開示部分には、上記の合意に関する政府部内の議論、検討の経過等が記載されているところ、日朝平壤宣言においては、北朝鮮との国交正常化交渉において文化財問題が議論される旨が記載されているから、日韓会談当時に日本政府部内で行われた文化財引渡しに関する問題についての議論の内容が公になれば、北朝鮮側がその内容を知り得ることになり、今後の北朝鮮との外交交渉において日本政府が外交交渉上不利な立場に立つ蓋然性は高い(別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号30参考)。

### 31 昭和40年5月当時の日韓漁業協定発効前後における韓国周辺水域の海上保安庁の警備態勢(事務連絡2(5))

文書750(乙第39号証)によれば、昭和40年(1965年)6月に日韓漁業協定が調印されたことを受け、同協定の発効前後における海上保安庁の警備態勢について我が国政府部内での調整・検討が必要となった。

同問題に関する文書の不開示部分には、日韓漁業協定発効前後における日本及

び韓国周辺水域における漁船に対する海上保安庁の警備態勢についての具体的かつ詳細な内容が記載されているところ、これが公にされれば、海上保安庁の領海警備態勢の詳細がつまびらかとなって、公共の安全と秩序の維持の確保が困難となるおそれがあり、このことは、上記情報が文書作成当時の情報であるとしても何ら左右されない（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号31参照）。

### 32 在日韓国人の法的地位に関する問題（事務連絡1(3)）

在日韓国人の法的地位に関する問題の内容については、被告準備書面(11)第1の3に述べたとおりである。

同問題に関する文書の不開示部分には、上記の問題に関する政府部内の議論、検討の経過等が記載されているところ、日朝平壤宣言においては、北朝鮮との国交正常化交渉において在日朝鮮人の地位の問題が協議される旨が記載されているから、日本政府部内で検討した日韓会談当時における在日韓国人の法的地位に関する問題についての議論の内容が公になれば、北朝鮮側がその内容を知り得ることになり、今後の北朝鮮との外交交渉において日本政府が外交交渉上不利な立場に立つ蓋然性は高い（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号32参照）。

### 33 日韓間で交渉中の排他的經濟水域の境界画定（事務連絡1(5)）

日韓間においては、かねてから排他的經濟水域（以下「EEZ」という。）の境界画定がなされていなかったことなどから、日本政府は、国連海洋法条約締結のための作業を進める中、平成8年（1996年）3月に開催された日韓首脳会談の際、両国首脳間において領有権問題と切り離してEEZの境界画定を促進することで一致し、現在に至るまで11回の交渉が行われている。

同問題に関する文書の不開示部分に記載された情報は、上記の問題に関する政

府部内での議論、検討の経過等であるところ、現在も日韓間の海域においてEEZの境界は画定されておらず、同件に関する日本政府部内で行われた議論の内容が公になることで、同件についての我が国の今後の交渉上の立場が不利になるおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号33参照）。

#### 34 日韓通商協定、同協定に基づいて日韓間において合意された貿易協定及び貿易計画（事務連絡1(11)）

文書1863（乙第371号証）によると、日韓通商協定は、日韓間の貿易不均衡の是正及び日韓間の民間貿易の推進を目的として、昭和25年（1950年）6月8日に合意されたものであり、金融協定、貿易協定、貿易計画から成り立っている。

同文書の不開示部分には、協定の実施に関する日本政府関係者の率直な見解が記載されており、公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれがある（別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号6参照）。

#### 35 その他

日韓交渉一般において、上記に列挙されていない日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書については、別添「日韓関係における主な歴史的事実及び関連した不開示文書」の番号34のとおりである。

以上